平成２２年（フ）第１８４５号
大阪府箕面市粟生新家３丁目21番６号
債務者　三好千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７９号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番12―903号
債務者　松島こと　金　　明仁
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６１号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ８―307号
債務者　戎谷　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９７号
大阪府四條畷市大字中野539番地の１　Ｍ’ＰＬＡＺＡ四條畷601
債務者　神谷　　肇
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９８号
大阪府四條畷市大字中野539番地の１　Ｍ’ＰＬＡＺＡ四條畷601
債務者　神谷　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００１号
大阪府東大阪市荒川３丁目10番14号　山形文化２Ｆ２号
債務者　仲間　　武
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００８号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目27番19号
債務者　船本　要一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１６号
大阪市平野区長吉長原東３丁目８番15―401号
債務者　井川　幸代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４号
大阪府寝屋川市松屋町６番７号　ヴィクトル香里202号室、申立時の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―323号
債務者　平岩多万子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
大阪府河内長野市荘園町27番13号
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
大阪府河内長野市荘園町27番13号
債務者　池田　由美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
堺市中区新家町611番地４、前住所大阪市西成区南津守７丁目４番12　開成サンハイツ玉出904号
債務者　松岡　広美（旧姓仮屋薗・沖本）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
大阪府南河内郡太子町大字山田593番地の23
債務者　井上めぐみ（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
堺市西区鳳西町２丁５番地２　池尻文化西棟１号室、前住所堺市西区浜寺石津町中１丁２番38号
債務者　宮里　　明（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
堺市堺区旭ヶ丘南町３丁３番23号　２―５
債務者　御囲　修一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
大阪府松原市天美北３丁目５番15号、前住所大阪府松原市東新町１丁目19番35号
債務者　平山真由美（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９号
北海道爾志郡乙部町字緑町80番地
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
函館地方裁判所江差支部